平成２２年（フ）第１８９７号
堺市西区家原寺町１丁20番２号、前住所堺市西区原田154番地８
債務者　浅田工業所こと　浅田　栄作
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８９８号
堺市西区家原寺町１丁20番２号、前住所堺市西区原田154番地８
債務者　浅田　里美
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０６９号
堺市中区福田1437番地　アルベロ福田Ｂ―101号
債務者　濵砂　　豊
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
堺市東区日置荘西町２丁28番43号
債務者　うを駒南店こと　池田　松男
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７４号
大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺276番地
債務者　中川　秀樹
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
大阪府富田林市中野町２丁目７番５号
債務者　富田　満美
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
堺市西区原田199番地15
債務者　北川ノヨ子
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
大阪府河内長野市錦町32番17―201号、前住所大阪府河内長野市南花台３丁目４番31―402号
債務者　藤田　千恵（旧姓石井）
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
大阪府富田林市久野喜台１丁目８番604―104号
債務者　向井　敦子
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
堺市堺区緑ヶ丘中町２丁１番30号
債務者　津田　純子
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
堺市堺区永代町１丁１番18―807号
債務者　大森いずみ
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
仙台市泉区市名坂字町38番地　ＳＵＣＣＥＥＤ泉中央102
債務者　柏木　春菜
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
仙台市宮城野区燕沢東３丁目20番60号　燕コーポ205
債務者　岩井　　啓
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１６号
茨城県日立市石名坂町１丁目13番18号
債務者　渡邉　愛未
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第３２号
金沢市西念２丁目９番５号　ウエストハイツ北都307号室、従前の住所富山市田畠418番地３
債務者　杉森　雅美
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５９号
金沢市金川町イ174番地１　山森方、住民票上の住所石川県河北郡内灘町字湖西307番地
債務者　米林佐代子
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６０号
金沢市近岡町277番地11
債務者　髙川　健造
１　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで　金沢地方裁判所